

答申第 1 4 5 号

第 1 審査会の結論

岡山市長（以下「市の機関」という。）が行った令和 6 年 8 月 2 1 日付け岡中区福第 9 0 8 号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和 6 年 8 月 7 日、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、市の機関に対し、「令和 6 年 1 月 2 5 日生活保護開始した〇〇〇〇の開始時から直近までの情報 具体的には決定調書、台帳、ケース記録、資料（但し、医療部分は不要）資料にはケース検討会議資料を含む。」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 本件請求に対し、市の機関は、対象文書として、保護決定調書、保護台帳、ケース記録票及びケース検討票等（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、本件公文書のうちの一部に法第 7 8 条第 1 項第 2 号、第 7 号に該当する不開示情報が含まれていたことから、当該情報を不開示とする本件処分を行った。
- 3 上記決定を受けた請求人は、市の機関に対し、令和 6 年 9 月 2 日付け

で本件処分に対し、処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 市の機関は、令和6年11月12日付けで、本件審査請求の取扱いについて、法第105条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人の主張及び市の機関の主張要旨

1 請求人の主張要旨

福祉事務所内部及び関係機関と相互における検討又は協議に関する内容は、事務又は業務に関する情報であり、開示することにより、今後の適正な行政執行に支障を及ぼすおそれがあり、法第78条第1項第7号に該当するという不開示理由について、『岡山市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準』で次のような記載がある。

イ「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、-省略-

ウ「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され
-省略-

ところが本件処分で不開示とされた部分は、主にケース記録（生活保護費の計算や単なる事実の記録）やケース検討票（私について様々な課題を検討）であり、これらの開示によって『今後の適正な行政執行に支障を及ぼすおそれがある』つまり『確実に岡山市中区福祉事務所に損失を与える』ということだが、保護者・被保護者という関係上、そのような記録について想定できない。

明らかに、岡山市中区福祉事務所は不開示理由を独善的に解釈しており『岡山市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審

査基準』を恣意的に判断しているのは明白である。

よって、本件処分で同法第78条第1項第7号により不開示とした処分は不当であるため、取消しを求める。

2 市の機関の主張要旨

当該部分を不開示とした理由については次のとおりである。

法第78条第1項第7号によると、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示情報とされている。

福祉事務所内部及び関係機関との協議内容等に関する全ての情報を請求人に開示することは、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のとおり、本件処分は、法の規定に基づくものであるとともに、不開示とした理由については、令和6年8月21日付け岡中区福第908号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」により書面で根拠条項と該当する事実を請求人に示しており、不当な点はない。

第4 審査会の判断

市の機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 基本的な考え方

請求人は、市の機関が不開示とした各部分のうち、法第78条第1項第7号を適用した不開示部分についての取消しを求めているため、当号にかかる不開示部分の該当性を双方の主張を踏まえつつ検討する。

2 法第78条第1項第7号の該当性について

法第78条第1項第7号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、イからトに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることができる規定である。なお、当号は、イからトとして開示により生じるおそれを例示的に規定しているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断するものである。当号の該当性の検討において、請求人が取り上げる「岡山市における個人情報保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」を参照すると、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。また、ここでいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断するものであるとされている。

当審査会で本件公文書を見分したところ、当号に該当するものとして

不開示とされている情報は、ケース記録票中のケース検討会議を開催したことに関する記載と、ケース検討票の検討内容と検討結果及び検討時に用いた資料の二つに大別されるものであった。以下、この２点について精査する。

ア ケース検討票の検討内容と検討結果及び検討時に用いた資料

審査請求人の当時の状況に照らせば、ケース検討票の検討内容と検討結果及び検討時に用いた資料を開示した場合、市の機関が請求人のどういった行為に対し、どういった調査を予定しているかが明らかになるため、証拠を発見、収集又は保全することを阻害する具体的な理由があり、当号を適用することについて、法的保護に値する蓋然性があると認められる。

したがって、当該情報は開示することにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、当号により不開示とした市の機関の判断は合理的である。

イ ケース記録票中のケース検討会議を開催したことに関する記載

ケース記録票中のケース検討会議を開催したことに関する記載は、アで前述したケース検討会議を開催したことが分かる記載である。

当該情報を開示すること自体が、当号に該当するような法的保護に値する蓋然性があるかを検討する。まず、ケース記録票及びケース検討票において、どの日にケース検討会議を開催したかは開示している。また、実際の不開示部分を見分したところ、不開示情報が含まれるような詳細な記述は見当たらなかった。これを踏まえると、不開示としている当該情報を開示することにより、アの不開示情報やその他の不開示情報を開示するような具体的なおそれは認められない。

したがって、当該情報を不開示とした市の機関の判断は、当号を適用する理由を具備しているとはいえず、開示すべきである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 1 1 月 1 2 日	諮問書の收受
令和 7 年 7 月 3 0 日	審議
令和 7 年 8 月 2 9 日	審議
令和 7 年 9 月 2 9 日	審議
令和 7 年 1 0 月 2 4 日	審議
令和 7 年 1 0 月 2 9 日	答申

別表

本件公文書で不開示と決定した部分のうち、開示すべき情報

ケース記録票 40 頁の「ケース検討会議開催」の直後の一行

41 頁の「ケース検討会議開催」の直後の一行

42 頁

43 頁

4 5 頁

4 7 頁の「ケース検討会議開催」の直後の一行